

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第158号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第209号）

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）に関する次の事項を記載した文書

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧表（以下「得点一覧表」という。）
- (2) 論文試験の採点基準（以下「採点基準」という。）

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 特定公文書

ア 得点一覧表

(ア) 高点順一覧表

(イ) 平成24年度石川県職員採用候補者試験(職務経験者)高点順一覧表(以下「第1次合格資料」という。)

イ 採点基準

職務経験者論文試験評定表

(2) 公開決定等

ア 得点一覧表

一部公開決定

(ア) 公開しない部分

様式及び総合順位以外の部分

(イ) 公開しない理由

石川県情報公開条例第7条第2号に該当

個人の権利利益を侵害するおそれがある。

イ 採点基準

(ア) 公開しない部分

評定項目別の配点及びその合計点

(イ) 公開しない理由

条例第7条第6号（事務事業情報）に該当

試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

ア H24. 10. 26 公開請求

エ H24. 11. 27 諮問

イ H24. 10. 30 一部公開決定

オ H27. 1. 28 答申

ウ H24. 11. 19 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

(1) 得点一覧表

当審査会は、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）

第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書の一部公開決定に対する異議申立てについて諮問を受け、

平成26年7月24日に次の表に記載のとおり判断して、答申した。

当審査会において、この事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 本件公開請求に係る公文書の内容は、年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 先例答申に基づき一部公開決定された処分において非公開とされた部分及びその理由は、本件処分における非公開部分及び理由と同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

非公開部分	該 当 条 項	審 査 会 の 判 断		
		判 断 結 果	該 当 条 項	判 断 要 旨
第1次合格決定資料				
試験種目別得点				
教養	第2号 第6号	非公開	第6号	一覧表は、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、非公開が妥当である。
論文	第2号 第6号	非公開	第6号	試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。 そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。
合計点	第2号 第6号	非公開	第6号	第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、合計点は非公開が妥当である。
高点順一覧表	第2号 第6号	非公開	第6号	各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

(2) 採点基準

当審査会は、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）論文試験の採点基準の非公開決定に対する異議申立てについて諮問を受け、平成23年4月8日に次の表に記載のとおり判断して、答申した。

当審査会において、この事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 本件公開請求に係る公文書の内容は、年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 先例答申に基づき一部公開決定された処分において非公開とされた部分及びその理由は、本件処分における非公開部分及び理由と同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
<p>評価項目別の配点及びその合計点</p>	<p>第7条 第6号 事務事業 情報</p>	<p>非公開</p>	<p>非公開部分のうち、評価欄の表頭に表記されている評価項目別の配点については、これを公開すると、評価項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開妥当である。</p> <p>合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開妥当である。</p>

6 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第158号

答 申 書

平成27年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年10月26日に、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）に関する次の事項を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧表
- (2) 論文試験の採点基準

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、1の(1)について「高点順一覧表」及び「平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表」を特定し、(2)については「職務経験者論文試験評定表」を特定して、平成24年10月30日に公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分については以下のとおり理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

- (1) 得点一覧表

様式及び総合順位以外の部分

- (2) 論文試験の採点基準

評定項目別の配点及びその合計点

（公開しない理由）

- (1) 得点一覧表

条例第7条第2号（個人情報）に該当
個人の権利利益を侵害するおそれがある。

- (2) 論文試験の採点基準

条例第7条第6号（事務事業情報）に該当
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月19日に本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年11月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 得点一覧表について

ア 異議申立書

実施機関は、非公開理由として、「個人の権利利益を侵害するおそれがある」としているが、異議申立人が合格最高点及び最低点を公開請求したところ公開されたので、それらが個人情報でないのであれば、それ以外の得点も個人情報ではない。

イ 意見書

(ア) 理由説明書について

「個々の受験者の知識や能力の程度について論評されたり、評価の低い者が批判されたりするなどのおそれがある」とされているが、特定の個人が識別できない以上、そのようなことは不可能である。

(イ) 補充理由説明書について

実施機関は、合格者が3名以上である場合でも、個人が特定されてしまうおそれがある、としているが、この理由が認められると、合格者がどのような人数であっても非公開になる。受験者はお互いのことを知ることができないので、自己の得点を持ち寄ることは実現不可能であり、この理由は失当である。

(2) 論文試験の採点基準について

ア 異議申立書

受験者全員が同じ基準で採点されるため、非公開とされた評定項目別の配点及び合計点が公開されても、「公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼす」とはいえない。

イ 意見書

(ア) 理由説明書について

実施機関は、評定項目別の配点及び合計点が明らかになると、受験対策に特化した訓練を経た者が好成績を得ると述べているが、受験対策をしない受験者は存在しない。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長し、正確な能力実証が困難となるとしているが、受験者はそれぞれ違った職務経験を経てきたことから、画一的となることはない。評定表に基づいて能力等が判断される以上、合格者はある程度画一的になる。さらに、能力の実証が困難となるかどうかは、試験官の能力等による。

(イ) 補充理由説明書について

受験予備校等の受験者への個別指導は現在も行われていることであり、情報が公開されたからといって、受験者に新たに合否決定に係る先入観を与えることにはな

らない。むしろ、情報を公開した方が、採用試験制度への信頼が向上するもので、公開しないのであれば、不信感が募ることになる。

また、国家公務員の採用試験では、試験委員が公表されており、論文試験の得点が公開されると、採点者である県職員の心理的負担が増加するようであれば、外部の試験委員を任命すればよいことである。また、専門的な見解が問題視されることで心理的負担が増大するような職員は採点者になるべきではない。

このようなことから、本件公文書で非公開とされた情報は、条例第7条第6号に該当しない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

(1) 得点一覧表について

本件公開請求に対応する公文書は、第1次試験における論文試験採点対象者を決定する目的で作成した高点順一覧表及び第1次試験の合格者を決定する目的で作成した平成24年度職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表（以下「第1次合格決定資料」という。）である。

高点順一覧表は、論文試験採点対象者を決定するために、第1次試験受験者全員を教養試験の得点に基づき得点順に並べた資料で、第1次合格決定資料は、論文試験の採点対象となった受験者を、教養試験及び論文試験の合計点に基づき、得点順に並べた資料であり、これらの公文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴及び職歴並びに教養試験・論文試験の得点（以下「試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

(2) 論文試験の採点基準について

本件公開請求に対応する公文書は、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における論文試験の評定表である。

この評定表には評定項目の内容やその配点等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となっているため、この評定表自体が採点基準である。

2 非公開情報の該当性について

(1) 理由説明書

ア 得点一覧表について

(イ) 条例第7条第2号

実施機関は、本件公開請求に対して、本件公文書の様式及び（総合）順位の部分のみ公開し、その余の部分については、同号に該当すると判断して、一部公開決定を行った。

本件異議申立ては、非公開とした部分のうち、「試験種目別得点及びその合計点」の公開を求めてなされたものである。

同号では、「個人に関する情報…であって、…特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

(イ) 条例第8条第2項では、「条例第7条第2号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、…個人を識別することができることとなる記述等を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を公開しなければならない」と規定されている。

しかし、本件異議申立てに係る情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたいくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例の規定に基づき低い評価の得点の開示を受けた受験者が、情報公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知ることになり、当該情報から特定の個人が識別されないとしても、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) なお、合格最高点及び最低点については、個人に関する情報ではあるが、試験の概要を説明するために情報提供するもので、このことをもって、個々の受験者の得点が個人情報に該当しないとはいえない。

イ 論文試験の評価基準について

評定項目別の配点及びその合計点は、配点換算に係る情報であり、これが明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させることになり、結果として受験者の能力、適性及び資質等の正確な能力実証が困難となり、さらには試験を実施する意義が失われるおそれがある。

したがって、本件処分で非公開とした部分は、条例第7条第6号に該当する。

(2) 補充理由説明書

ア 得点一覧表について

(ア) 条例第7条第2号該当性

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の非公開決定に対する不服申立てに関する情報公開審査会の答申では、特定個人の得点が識別され得るため非公開であるとした実施機関の決定が妥当であるとされた。

合格者が3名以上である場合であっても種目別得点及び合計点を公開すれば、個人が特定されてしまうおそれがある。合格者のうち、1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄れば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになる。

このように合格者が3名以上であっても、個人情報開示請求によって得た他の合格者の得点等その他の情報と照合することにより特定個人の得点を識別することは可能であり、そのような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

(イ) 条例第7条第6号該当性

本件情報は、下記の理由により、これを「公にすることより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があり、条例第7条第6号に該当する。

i 公務員試験の受験指導を行う各種学校等が、本件情報を入手して、独自の合否分析を行うことにより、受験者に合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

ii 本件情報がインターネット上に掲載されることなどによって、受験者、特に不合格者においては、通常公になることがないとする私的事項が、本人の意思に反し

て公になることから、不信感を抱き、実施機関が行う採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

- iii 職務経験者に係る採用候補者試験は、選択式（の教養）試験、論文試験及び口述試験を実施しており、そのうち、論文試験の採点は、県職員複数が採点者となり、統一の採点基準に従っているが、論文試験の得点を公開すれば、不平・不満を抱いた受験者が、採点者の専門的見解自体を問題視するおそれがある。

これによって採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における第1次試験合格者の得点一覧を記載した文書及び論文試験の採点に使用された評定表である。

3 本件処分に係る非公開情報の条例該当性について

(1) 先例の答申について

ア 得点一覧表について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第148号（以下「先例答申1」という。）において、次のとおり判断した。

(ア) 第1次合格決定資料

i 試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。

そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定

できないので、非公開は妥当である。

また、教養試験の得点については、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、教養試験の得点についても、非公開が妥当である。

ii 合計点

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、合計点は非公開が妥当である。

(4) 高点順一覧表

この公文書は、第1次試験受験者全員について、教養試験の得点順に並べたもので、合計点の欄は、論文試験の得点は加えられておらず、教養試験の得点と同一である。

これは、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

イ 論文試験の評定基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の論文試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申2」という。）において、非公開部分のうち、表題、評定結果を記載する評定欄のうち表頭に係る部分（ただし、配点及び合計点に係る部分を除く。）及び評定結果を記載する評定欄以外の部分について、非公開情報に該当せず、非公開とする理由を認めることはできないが、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開は妥当であると判断した。

(2) 一部公開決定の当否について

当審査会において、先例答申1及び先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、いずれも次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1及び先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1及び先例答申2と同一の判断に至った。

本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 11 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 209 号)
平成 24 年 12 月 11 日	○実施機関(事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 25 年 1 月 15 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 7 月 23 日 (第 253 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 4 日	○実施機関から補充理由説明書を受理した。
平成 26 年 9 月 16 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 11 月 20 日 (第 257 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第159号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第212号）
平成7年度から平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における人事課による面接の評価基準を記載した文書
- 2 担当課（所）
総務部人事課
- 3 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 特定公文書
面接試験評定書
 - (2) 公開決定等
一部公開決定
 - ア 公開しない部分
評定及び特記すべき事項の記載事項
 - イ 公開しない理由
石川県情報公開条例第7条第6号に該当
適正な試験事務の遂行及び公正な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- 4 異議申立て等の経緯

ア H24. 10. 26 公開請求	エ H24. 12. 28 諮問
イ H24. 11. 9 一部公開決定	オ H27. 1. 28 答申
ウ H24. 11. 19 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
一部公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
評定及び特記すべき事項の記載事項	条例第7条第6号 事務事業情報	非公開	<p>審査会において評定書を見分したところ、「面接試験評定書」と表題され、評定結果を記載する表には、評定項目別に評定結果の記載欄及び特記すべき事項を示した欄が表記されており、表外の部分には、受験者及び評定者氏名を記入する欄が設けられている。</p> <p>実施機関は、評定結果を記載する表の表頭、評定項目名及び欄外の記載について公開し、評定及び特記すべき事項の記載事項について、面接委員の質問事項等を推測させる評価の観点及び視点に係る情報であるため、これが明らかとなれば、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握が困難になるおそれがあるとして、非公開とした。</p> <p>当審査会の見分結果によれば、評定欄には、具体的な評定方法が記載され、特記すべき事項欄には、具体的な事項が記載されており、これを公にすると、評定の観点及び視点並びに方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当である。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第159号

答 申 書

平成27年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成24年10月26日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における人事課による面接の評価基準を記載した文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、面接試験評定書を特定し、平成24年11月9日に公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

評定及び特記すべき事項の記載事項

（公開しない理由）

条例第7条第6号に該当

適正な試験事務の遂行及び公正な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年12月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1）受験者全員が同じ基準で採点されるため、非公開部分が公開されたとしても、適正な試験事務の遂行に支障を及ぼすことはなく、また、異議申立人は実施機関職員ではないため、公正な人事の確保とは無関係である。

公開されることにより、むしろ試験の公平性、透明性が確保される。

- (2) 実施機関は、理由説明書において、非公開部分が「明らかとなれば、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握を困難にするおそれがある」としているが、面接対策も受験対策の一つであり、受験者の努力を「過度に助長」と評価することは誤りであり、また、市販の面接対策に関する書籍でも、面接委員の質問の意図が記載されており、「正確な事実の把握が困難」になるかどうかは面接官の能力による。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求文書に対応する公文書は、平成7年度から平成23年度（平成9年度を除く）の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）（試験区分：行政）における人事課の面接試験評定書であり、この評定書には、評定項目等が記載され、さらには評定結果を記載する様式となっているので、この評定書自体が評価基準である。
- (2) 評定書の記載事項は、評定方法等に係る情報であり、特記すべき事項の記載事項は面接委員の質問事項等を推測される評価の観点及び視点に係る情報であるため、これが明らかとなれば、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

このようなことから、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者）（試験区分：行政）における人事課が行う面接試験において使用された評定書である。

3 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。

当審査会において評定書を見分したところ、「面接試験評定書」と表題され、評定結果を記載する表には、評定項目別に評定結果の記載欄及び特記すべき事項を示した欄が表記されており、表外の部分には、受験者及び評定者氏名を記入する欄が設けられている。

実施機関は、評定結果を記載する表の表頭、評定項目名及び欄外の記載について公開し、

評定及び特記すべき事項の記載事項について、面接委員の質問事項等を推測させる評価の観点及び視点に係る情報であるため、これが明らかとなれば、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握が困難になるおそれがあるとして、非公開とした。

当審査会の見分結果によれば、評定欄には、具体的な評定方法が記載され、特記すべき事項欄には、具体的な事項が記載されており、これを公にすると、評定の観点及び視点並びに方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 12 月 28 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 2 号)
平成 25 年 5 月 22 日	○実施機関 (総務部人事課) から理由説明書を受理した。
平成 25 年 6 月 18 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 7 月 23 日 (第 253 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 22 日 (第 255 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 10 月 23 日 (第 256 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第160号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第213号）

平成22年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「本件報告書」という。）に関する次の事項を記載した文書

- ア 地下水シミュレーションの範囲を決定した根拠
- イ 地下水シミュレーションの解析方法の詳細
- ウ 地下水シミュレーションの解析の計算に用いる各種パラメータの確認結果
- エ 地下水シミュレーションの解析の計算の際の入力データ
- オ 地下水シミュレーションの解析後の出力データ
- カ 地下水シミュレーションの解析方法の内容の説明
- キ 平均透水係数の算出根拠
- ク 垂直方向の透水係数を水平方向の10分の1とした根拠
- ケ 地下水シミュレーションにおける地盤構造の評価に関する昭和53年以前の河川改修工事の写真等の取扱

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 特定公文書

- ア 本件報告書の85ページ
- イ 地下水シミュレーションについて追加説明資料（以下「追加資料」という。）の1～4ページ
- ウ 追加資料の各種パラメータに関連する各ページ
- エ 追加資料の93ページ
- オ 追加資料の108～114ページ及び116～119ページ
- カ 追加資料の20ページ
- キ 本件報告書の87ページ
- ク 本件報告書の88ページ
- ケ 本件報告書の23～33ページ

(2) 決定の内容

公開決定

3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

4 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

5 異議申立て等の経緯

- | | | | |
|--------------------|-------|----------------|----|
| (1) H24. 1. 19, 30 | 公開請求 | (4) H25. 1. 7 | 諮問 |
| (2) H24. 9. 20 | 公開決定 | (5) H27. 1. 28 | 答申 |
| (3) H24. 11. 20 | 異議申立て | | |

6 諮問に係る審査会の判断結果

本件異議申立ての対象となった公文書について、全部公開とした決定については、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	異議申立人は、本件異議申立てにおいて、いずれも、本件公文書の記載が本件業務委託を遂行する上で必要であると考え内容に対応していないので、記載の根拠となった文書が本件公文書以外に存在するはずであると主張しているものと認められるものの、実施機関は本件公文書以外に作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対して本件公文書を特定し公開した決定は、不合理とはいえない。

7 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第160号

答 申 書

平成27年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号9に関する内容を記載した文書の公開請求に対して、別表1の2欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し全部公開とした決定については、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「本件報告書」という。）に関して、平成24年1月19日に別表1の1欄に掲げる項目番号1に関する内容を記載した文書について、同月30日に同項目番号2から同項目番号9に関する内容を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年9月12日まで受付を保留し、同日付で受付して、同月20日に、本件公開請求について本件公文書を特定して公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年1月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

まず、別表1の1欄に掲げる項目番号5については、特段の意見は述べていない。

(1) 同項目番号1について

本件報告書の計算範囲は、「河川改修範囲の上流端である雪見橋～河川水位と地下水位が均衡している下菊橋と左右岸の段丘までを想定」とされているが、犀川の水利状態を把握するためには、大桑橋付近を上流端とし、下流端は河床切下げによる地下水位の低下を考慮して犀川大橋付近までとする必要がある。計算範囲は明らかに不足しているの

で、このような計算範囲を決定した根拠を記載した文書は存在するはずである。

(2) 同項目番号2について

本件報告書には、地下水解析に係る計算方法について、差分法を用いた数値解析と記載されているが、その解析方法の詳細は記載されておらず、公開された本件公文書にも記載はない。本件報告書の検収時には解析方法についても検査されているはずであり、詳細を記載した文書は存在するはずである。

(3) 同項目番号3について

公開された本件公文書には、具体的な内容は全く記載されておらず、ほかに内容を記載した文書は存在するはずである。

(4) 同項目番号4について

公開された本件公文書に記載されているデータは、入力データから作成されたデータであり、本件公開請求は、本来の入力データを請求するものであるので、ほかに文書は存在するはずである。

(5) 同項目番号6について

公開された本件公文書には、具体的な内容は全く記載されておらず、ほかに文書は存在するはずである。

(6) 同項目番号7について

本件報告書では、各孔における特定の深度範囲区間の透水試験結果をその孔の代表透水係数としているが、これでは平均透水係数としては採用できないので、ほかに当該係数の算定に関する文書は存在するはずである。

(7) 同項目番号8について

本件公文書には一般論が記載されているにすぎないので、具体的に解析した文書は存在するはずである。

(8) 同項目番号9について

本件公文書では、ボーリングの資料を繋いだだけのデータであり、ほかに過去の改修時における地下水位低下について検討した文書は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求は、平成24年1月19日付け及び同月30日付けで異議申立人から請求があったもので、実施機関では、1月19日の請求の際に請求内容を確認し、公文書公開請求としては受け付けず、情報提供及び口頭説明によって対応したい旨を異議申立人に提案したところ、了解を得た。また、同月30日付けの請求分についても、内容的に連続していたので、同様の対応をしたい旨連絡し、了解を得た。

その後、異議申立人に適宜連絡し、3回にわたって情報提供及び口頭説明を行い、同年3月28日に、電子申請システム上で本件公開請求の取下げを行うよう依頼し、異議申立人の了解を得た。それ以後も、異議申立人の求めに応じ、3回にわたり情報提供及び口頭説明を行った。

しかしながら、同年9月11日に取下げの撤回及び改めての請求依頼を拒否されたため、やむを得ず同月12日に受け付け20日に決定を行った。

- 2 本件公開請求の内容に対応する文書は、特定した公文書が全てであり、これ以外に本件公開請求に対応する異議申立人が求める根拠等を記載した公文書は作成していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書に記載された別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号9に関する内容を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の特定等について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、いずれも、本件公文書の記載が本件業務委託を遂行する上で必要であると考え内容に対応していないので、記載の根拠となった文書が本件公文書以外に存在するはずであると主張しているものと認められるものの、実施機関は本件公文書以外に作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対して本件公文書を特定し公開した決定は、不合理とはいえない。

4 付言

本件公開請求の受付について、実施機関は、平成24年1月19日付けの公開請求の際に、公文書公開請求としては受け付けず、情報提供及び口頭説明によって対応したい旨を異議申立人に提案して了解を得たと判断し、その後、情報提供等を行ったが、同年9月11日に取下げの撤回及び改めての請求依頼を拒否されたため、やむを得ず同月12日に受け付けたと述べている。

今後、請求の取下げ等の了解事項については、文書による確認や所定の手続きを求めるなど適切に対応されたい。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表 1

1 項目番号	2 特定公文書	3 到達日
1	地下水シミュレーションの範囲を決定した根拠を記載した文書	本件報告書の 85 ページ 平成 24 年 1 月 19 日
2	地下水シミュレーションの解析方法の詳細を記載した文書	地下水シミュレーションについて追加説明資料(以下追加資料という。) 1～4 ページ 平成 24 年 1 月 30 日
3	地下水シミュレーションの解析の計算に用いる各種パラメータの確認結果を記載した文書	追加資料の各種パラメータに関連する各ページ 平成 24 年 1 月 30 日
4	地下水シミュレーションの解析の計算の際の入力データを記載した文書	追加資料の 93 ページ 平成 24 年 1 月 30 日
5	地下水シミュレーションの解析後の出力データを記載した文書	追加資料の 108～114 ページ及び 116～119 ページ 平成 24 年 1 月 30 日
6	地下水シミュレーションの解析方法の内容の説明を記載した文書	追加説明資料の 20 ページ 平成 24 年 1 月 30 日
7	平均透水係数の算出根拠を記載した文書	本件報告書の 87 ページ 平成 24 年 1 月 30 日
8	垂直方向の透水係数を水平方向の 10 分の 1 とした根拠を記載した文書	本件報告書の 88 ページ 平成 24 年 1 月 30 日
9	地下水シミュレーションにおける地盤構造の評価に関する昭和 53 年以前の河川改修工事の写真等の取扱いを記載した文書	本件報告書の 23～33 ページ 平成 24 年 1 月 30 日

<別表2>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 3 号)
平成 25 年 4 月 1 日	○実施機関（土木部県央土木総合事務所）から理由説明書を受理した。
平成 25 年 11 月 21 日 (第 2 4 5 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 2 5 4 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 11 月 20 日 (第 2 5 7 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 12 月 25 日 (第 2 5 8 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第161号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第214号）

平成22年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「本件報告書」という。）に関する次の事項を記載した文書

- (1) 孔内微流速計による地下水の流速並びに流向方向の観測結果
- (2) 地下水シミュレーションにおいて、降雨や降雪による河川や地下水水位変動を考慮しない定常計算として解析した理由
- (3) 地下水シミュレーションにおいて、期間を1年間とした理由
- (4) 降雨による河川水位変動を考慮しない計算を行った理由
- (5) 沖積砂礫層を二つに区分しなかった理由
- (6) 伏流水の流れる旧河道部分と地下水として流れている部分を区別してモデル化しなかった理由
- (7) 透水試験について、B.V.4孔の沖積層で行わなかった理由及び21年度の報告書に沖積層の値が記載されていないのに、22年度の報告書に記載されている理由
- (8) B.V.9孔の透水試験区間の砂礫層について、地質の判定結果では段丘砂礫と評価しているが、地質断面図等では沖積砂礫層とされている。これは段丘砂礫が埋没して不整合関係で沖積層が堆積したものと思われるが、このような混乱が生じた理由
- (9) 地表踏査の調査結果が記載されていない理由
- (10) 河床堆積物の透水係数について、クレーガ表により推測しなかった理由
- (11) 河床堆積物の層厚を1.0メートルとした根拠
- (12) 護岸及び護岸基礎は完全な不透水層である。このような構造物の地下水シミュレーションのモデルにおける取扱
- (13) 河床堆積物について、計画河床高さより下方に堆積している堆積物か、上に堆積した寄洲や中洲堆積物か
- (14) 下菊橋上下流の止水鋼矢板による計画河床以下の透水性のないことについて、地下水解析モデル上の取扱
- (15) 地表面から及び地区外からの地下水涵養を無視した理由
- (16) 過去の河川改修の影響についてシミュレーションしなかった理由
- (17) 標準貫入試験について、JIS規格に準拠して行うとしていながら、1打撃毎の貫入量を計測せず、打撃回数－貫入量関係図に基づいてN値を判定しなかった理由
- (18) 玉石交じりの土質に対してサンプラー孔径より大きい礫が得られない貫入試験サンプルだけを用いて粒度試験を実施した理由及び地盤全体をD20粒径と判断した理由

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

4 異議申立て等の経緯

- | | | | |
|--------------------|-------|----------------|----|
| (1) H24. 1. 19, 30 | 公開請求 | (4) H25. 1. 7 | 諮問 |
| (2) H24. 9. 20 | 不存在決定 | (5) H27. 1. 28 | 答申 |
| (3) H24. 11. 20 | 異議申立て | | |

5 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、個別の事項に関する異議申立ての理由は、実施機関の意見書（理由説明書）の提出を待って述べているが、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。</p> <p>本件公開請求の内容をみると、いずれも異議申立人が本件報告書に係る業務委託を遂行するために必要であると考える方法を述べ、本件報告書にそのことに関する記述がないことについて、その理由等の公開を請求しているものと認められるものの、実施機関は本件報告書以外にその理由等を記載した文書は作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。</p>

6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第161号

答 申 書

平成27年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在により非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「本件報告書」という。）に関して、平成24年1月19日に別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号3に関する内容を記載した文書について、同月30日に同項目番号4から同項目番号18に関する内容を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年9月12日まで受付を保留し、同日付で受付して、同月20日に、別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号18までを一括して公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年1月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、公開請求に対応する公文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求は、平成24年1月19日及び同月30日に行い、その後、異議申立人と実施機関の話し合いがもたれ、請求の内容が平成21年度から平成22年度の報告書に関連し、また、平成23年度も関連する業務委託が存在することから、これら3年間の報告書の整合性を確保した内容に修正後公開するとの約束の下に公開を待っていたも

のである。

しかしながら、平成24年9月20日になって不存在決定が行われたもので、決定通知書に「平成24年9月12日付けで公開請求のあった」と記載されている部分は虚偽である。

- (2) 個別の請求に対する不存在決定については、実施機関の意見書（理由説明書）が提出された時点で申し述べたい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求は、平成24年1月19日付け及び同月30日付けで異議申立人から請求があったもので、実施機関では、1月19日の請求の際に請求内容を確認し、公文書公開請求としては受け付けず、情報提供及び口頭説明によって対応したい旨を異議申立人に提案したところ、了解を得た。また、同月30日付けの請求分についても、内容的に連続していたので、同様の対応をしたい旨連絡し、了解を得た。

その後、異議申立人に適宜連絡し、3回にわたって情報提供及び口頭説明を行い、同年3月28日に、電子申請システム上で本件公開請求の取下を行うよう依頼し、異議申立人の了解を得た。それ以後も、異議申立人の求めに応じ、3回にわたり情報提供及び口頭説明を行った。

しかしながら、同年9月11日に取下げの撤回及び改めての請求依頼を拒否されたため、やむを得ず同月12日に受け付け、同月20日に不存在決定を行った。

- 2 本件公開請求の具体的な内容については、報告書に記載された文章、表及び写真等が全てであり、異議申立人が公開を求める個別の業務内容に関する根拠及び理由等は作成されていないので、不存在決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書に記載された別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号18に関する内容を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立書によれば、異議申立人は、本件処分のうち、別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号12までに対する部分については異議申立てを行っておらず、同項目番

号13から同項目番号18までの6項目について異議申立てしているものと認められる。

また、異議申立人は、個別の事項に関する異議申立ての理由は、実施機関の意見書（理由説明書）の提出を待って述べるとしているが、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

本件公開請求の内容をみると、いずれも異議申立人が本件報告書に係る業務委託を遂行するために必要であると考える方法を述べ、本件報告書にそのことに関する記述がないことについて、その理由等の公開を請求しているものと認められるものの、実施機関は本件報告書以外にその理由等を記載した文書は作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

4 付言

本件公開請求の受付について、実施機関は、平成24年1月19日付けの公開請求の際に、公文書公開請求としては受け付けず、情報提供及び口頭説明によって対応したい旨を異議申立人に提案して了解を得たと判断し、その後、情報提供等を行ったが、同年9月11日に取下げの撤回及び改めての請求依頼を拒否されたため、やむを得ず同月12日に受け付けたと述べている。

今後、請求の取下げ等の了解事項については、文書による確認や所定の手続きを求めるなど適切に対応されたい。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表1

1 項目番号	2 異議申立て	3 到達日
1 孔内微流速計による地下水の流速並びに流向方向の観測結果を記載した文書	無	平成24年1月19日
2 地下水シミュレーションにおいて、降雨や降雪による河川や地下水水位変動を考慮しない定常計算として解析した理由を記載した文書	無	平成24年1月19日
3 地下水シミュレーションにおいて、期間を1年間とした理由を記載した文書	無	平成24年1月19日
4 降雨による河川水位変動を考慮しない計算を行った理由を記載した文書	無	平成24年1月30日
5 沖積砂礫層を二つに区分しなかった理由を記載した文書	無	平成24年1月30日

6	伏流水の流れる旧河道部分と地下水として流れている部分を区別してモデル化しなかった理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
7	透水試験について、BV.4孔の沖積層で行わなかった理由及び21年度の報告書に沖積層の値が記載されていないのに、22年度の報告書に記載されている理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
8	BV.9孔の透水試験区間の砂礫層について、地質の判定結果では段丘砂礫と評価していながら、地質断面図等では沖積砂礫層とされている。これは段丘砂礫が埋没して不整合関係で沖積層が堆積したものと思われるが、このような混乱が生じた理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
9	地表踏査の調査結果が記載されていない理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
10	河床堆積物の透水係数について、クレーガ表により推測しなかった理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
11	河床堆積物の層厚を1.0メートルとした根拠を記載した文書	無	平成24年 1月30日
12	護岸及び護岸基礎は完全な不透水層である。このような構造物の地下水シミュレーションのモデルにおける取扱を記載した文書	無	平成24年 1月30日
13	河床堆積物について、計画河床高さより下方に堆積している堆積物か、上に堆積した寄洲や中洲堆積物か、を記載した文書	有	平成24年 1月30日
14	下菊橋上下流の止水鋼矢板による計画河床以下の透水性のないことについて、地下水解析モデル上の取扱を記載した文書。	有	平成24年 1月30日
15	地表面から及び地区外からの地下水涵養を無視した理由を記載した文書	有	平成24年 1月30日
16	過去の河川改修の影響についてシミュレーションしなかった理由を記載した文書	有	平成24年 1月30日
17	標準貫入試験について、JIS規格に準拠して行うとしていながら、1打撃毎の貫入量を計測せず、打撃回数－貫入関係図に基づいてN値を判定しなかった理由を記載した文書	有	平成24年 1月30日
18	玉石交じりの土質に対してサンプラー孔径より大きい礫が得られない貫入試験サンプルだけを用いて粒度試験を実施した理由及び地盤全体をD20粒径と判断した理由を記載した文書	有	平成24年 1月30日

別表2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 4 号)
平成 25 年 4 月 1 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 254 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 10 月 23 日 (第 256 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 11 月 20 日 (第 257 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 12 月 25 日 (第 258 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第162号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第215号）

平成21年度二級河川犀川広域河川改修工事（設計）業務委託報告書（上流工区詳細設計）（以下「本件報告書」という。）に関する次の事項を記載した文書

- (1) 粒度試験の試料採取のサンプリングの責任者
- (2) 粒度試験の試料採取時の写真等が記載されていない理由
- (3) 「河床材料（試験試料の分取状況）」と記載されていることについて、分取前の全体の試料の写真
- (4) 本件報告書に記載されている位置付近での試料採取を行った日時
- (5) 採取された河床の試料は、浅野川水害以降に堆積した砂質土と人為的に散布された礫等の混合物である可能性が高いにもかかわらず、この試料を粒度試験に用いた理由
- (6) 粒度試験の試料採取にあたって、雪見橋下流側の玉石河床部において行うべきであったが、採取が容易な渇水期に試料採取を行わなかった理由
- (7) 分取された試料について、不要と思われる沈降分析と密度試験を実施した理由
- (8) 代表粒径としてD60粒径がそのまま使用されたり、丸めた100mmが使われているが、その使い分けの理由
- (9) 内水排水路の設計における水路高及び水深並びにそれを決定した根拠
- (10) 内水排水路の排水口にフラップゲートを取り付ける設計上の根拠
- (11) 内水排水路の排水口について、河川環境を考慮した設計をしなかった根拠
- (12) D地点のパラペット高さについて、堤防高さとして考慮せず河川改修計画を策定しているが、河床切下げ工事の後は堰板のはめ込みを実施しないとすれば、そのことの根拠

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) H24. 11. 1 公開請求 | (4) H25. 1. 7 諮問 |
| (2) H24. 11. 14 不存在決定 | (5) H27. 1. 28 答申 |
| (3) H24. 11. 20 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書の(1)から同(11)についてこれらの項目の内容をみると、いずれも異議申立人が本件報告書に係る業務委託を遂行するために行う必要があると考える方法を述べ、本件報告書にそのことに関する記述がないことについて、その理由等を記載した文書の公開を請求しているものと認

	<p>められるものの、実施機関は本件報告書以外にその理由等を記載した文書は作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。</p> <p>2 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（12）について</p> <p>本件公開請求に係る公文書の内容において、河川改修の完成後に堰板のはめ込み作業を実施しないのであれば、その根拠を記載した文書を請求するとの趣旨が記載され、はめ込み作業を実施しないことを前提にしているものの、実施機関は現時点で未定であるとしているので、本件公開請求に対する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当である。</p>
--	---

6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第162号

答 申 書

平成27年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在により非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年11月1日に、平成21年度二級河川犀川広域河川改修工事（設計）業務委託報告書（上流工区詳細設計）（以下「本件報告書」という。）に関して、別表1に掲げる項目番号1から同項目番号12に関する内容を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年11月14日に、別表1に掲げる項目番号1から同項目番号12について、一括して公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年1月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、公開請求に対応する公文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

そこで、別表1に掲げる項目番号5及び同項目番号8については、特段の意見は述べていない。

なお、異議申立人は、本件公開請求において、別表1に掲げる項目番号1から同項目番号12の一部につき、本件報告書及び平成21年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「関連報告書」という。）を比較して公開請求している。

(1) 同項目番号1について

本件報告書に記載されている粒度試験の試料採取位置図は、室内土質試験を実施した関連報告書の採取位置図と違っているため、どちらの受託業者が試料採取をしたのかを確認するため請求したもので、不存在ということはありません。

(2) 同項目番号2について

本件報告書に河床材料の粒度試験における試料採取の記録が添付されていないが、当該試験については実施機関の調査関係共通仕様書に採取の方法に関する規定があり、それに基づいて実施したことの記録は存在しなくてはならない。

(3) 同項目番号3について

試料採取における分取とは、四分法により粒度に合わせて必要な量に縮分した試料をいうもので、図示されているような広い範囲の河床から試料を集めたのであれば、当然、何回かの四分法により試料採取を行ったはずであり、分取前の全体の試料の写真を請求するものである。また、実施機関の調査関係共通仕様書にも分析方法が決められているので、そこに規定された方法で行った写真は存在するはずである。

(4) 同項目番号4について

本件報告書に記載されている試料採取位置図で採取作業を行った日時は、写真の撮影日時から判断すると平成22年2月23日以前となるが、関連報告書で室内土質試験が行われた日時は、データシートによれば2月18日であると考えられ、そうすると、その写真はふるい分け等の後に撮影されたことになるので、粒度試験の前の試料状態の写真を請求したものである。本件報告書には明らかな錯誤や写真データの改ざん等の可能性があり、実際の作業日に撮影された写真があるはずである。

(5) 同項目番号6について

平成16年度の業務委託報告書では、鞍月堰付近の河道部の現況粗度係数を0.025として、河川改修による計画河床まで切下げた場合の粗度係数を0.030と推定し、犀川の11300地点付近の河床に類似した河道になるとしているため、粒度試験の試料採取においては、11300地点付近の河床に類似した地点で行うべきであるが、そうしなかった理由を記載した文書は存在するはずである。

(6) 同項目番号7について

一般に細粒分が少ない場合には、沈降分析は行われず、その計算に必要な密度試験も行われることはない。それをあえて行っているため、その理由を記載した文書がないわけがない。

(7) 同項目番号9について

内水排水路の流下能力の計算に用いられている数値の根拠について請求しているもので、設計を行っているため、不存在のはずがない。

(8) 同項目番号10について

フラップゲートは内水と外水の水位差がある場合に開閉されるもので、計画高水時には、上流側の山地付近における高水が本件箇所到达了時点で一番高くなるため、内水のピーク時より遅くなるため、計画高水時にはフラップゲートは閉まり外水が内水排水路に逆流することを防止する施設である。それ故、内水排水路の流下能力がどのような理論及び水理公式に基づくものであるかを記載した文書の公開を請求するものであり、不存在のはずがない。

(9) 同項目番号11について

内水排水路の改修計画については、内水排水路の出口を下流側に持っていくことで、平時にも洪水時にも自然に優しい河川となり、フラップゲートを設置しないことによって、魚類にも優しい河川管理が可能となるもので、このような環境への配慮をしない河川改修を計画した理由を記載した文書は存在するはずである。

(10) 同項目番号12について

パラペットの切欠部での堰板のはめ込み作業については、水防計画に必ず記載されている事項のはずであり、河川改修の設計計画時にも将来の管理方法が反映されているはずであるので、不存在ということはないはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 別表1に掲げる項目番号1から同項目番号11について

報告書に記載された文章、表及び写真等が全てであり、異議申立人が公開を求める個別の業務内容に関する根拠及び理由等は作成されていないので、不存在決定を行ったものである。

なお、内水排水路の改修計画に関する公開請求については、当該計画が既設の排水路を延長するもので、新設される排水路は既設排水路と同規模の断面を確保することとしているため、対応する公文書は作成されていない。

2 別表1に掲げる項目番号12について

河床切下げ後の堰板の取扱いについては、検討していないので、対応する公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書に記載された別表1に掲げる項目番号1から同項目番号12に関する内容を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

(1) 別表1に掲げる項目番号1から同項目番号11について

これらの項目の内容をみると、いずれも異議申立人が本件報告書に係る業務委託を遂行するために必要であると考えられる方法を述べ、本件報告書にそのことに関する記述がないことについて、その理由等を記載した文書の公開を請求しているものと認められるも

の、実施機関は本件報告書以外にその理由等を記載した文書は作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

(2) 別表1に掲げる項目番号12について

本件公開請求に係る公文書の内容において、河川改修の完成後に堰板のはめ込み作業を実施しないのであれば、その根拠を記載した文書を請求するとの趣旨が記載され、はめ込み作業を実施しないことを前提にしているものの、実施機関は現時点で未定であるとしているので、本件公開請求に対する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1

項目番号	内 容
1	粒度試験の試料採取のサンプリングの責任者を記載した文書
2	粒度試験の試料採取時の写真等が記載されていない理由を記載した文書
3	「河床材料（試験試料の分取状況）」と記載されていることについて、分取前の全体の試料の写真
4	本件報告書に記載されている位置付近での試料採取を行った日時を記載した文書
5	採取された河床の試料は、浅野川水害以降に堆積した砂質土と人為的に散布された礫等の混合物である可能性が高いにもかかわらず、この試料を粒度試験に用いた理由を記載した文書
6	粒度試験の試料採取にあたって、雪見橋下流側の玉石河床部において行うべきであったが、採取が容易な渇水期に試料採取を行わなかった理由を記載した文書
7	分取された試料について、不要と思われる沈降分析と密度試験を実施した理由を記載した文書
8	代表粒径としてD60粒径がそのまま使用されたり、丸めた100mmが使われているが、その使い分けの理由を記載した文書
9	内水排水路の設計における水路高及び水深並びにそれを決定した根拠を記載した文書
10	内水排水路の排水口にフラップゲートを取り付ける設計上の根拠を記載した文書
11	内水排水路の排水口について、河川環境を考慮した設計をしなかった根拠を記載した文書
12	D地点のパラペット高さについて、堤防高さとして考慮せず河川改修計画を策定しているが、河床切下げ工事の後は堰板のはめ込みを実施しないとすれば、そのことの根拠を記載した文書

別表2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 5 号)
平成 25 年 4 月 1 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 254 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 22 日 (第 255 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 10 月 23 日 (第 256 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 11 月 20 日 (第 257 回審査会)	○事案の審議を行った。